令和４年度補正予算

国土交通省

中小企業イノベーション創出推進事業

（ＳＢＩＲフェーズ３）

国際競争力強化に資する交通基盤づくりに

向けた技術の開発・実証分野

交付規程の別表・様式集

令和５年１０月制定

令和６年３月改訂

国土交通省

一般社団法人 低炭素投資促進機構

（別表及び様式の整理表）

|  |  |
| --- | --- |
| 別表及び様式 | ページ数 |
| 別表1（補助事業） | p.1～15 |
| 別表2（補助対象経費） | p.16～18 |
| 別表3（補助率・限度額） | p.18 |
| 様式第1（国土交通省中小企業イノベーション創出推進事業交付申請書） | p.19 |
| 様式1-1（申請企業等概要） | p.20～23 |
| 様式1-2（プロジェクト計画書） | p.24～28 |
| 様式1-3（複数年参考計画書） | p.29 |
| 様式1-4（収支明細書） | p.30～31 |
| 様式1-5（申請企業説明書） | p.32～34 |
| 様式1-6（仮設施設の概要） | p.35 |
| 様式1-7（経費明細書）※Microsoft　Excelファイルに記入 | － |
| 様式1-8（暴力団排除に関する誓約書） | p.36 |
| 別紙（連携協定書（案）） | p.37～38 |
| 様式第2（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金辞退届） | p.39 |
| 様式第3（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付決定通知書） | p.40～41 |
| 様式第4（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付申請取下げ届出書） | p.42 |
| 様式第5（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金計画変更（等）承認申請書） | p.43 |
| 様式第6（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金事故報告書） | p.44 |
| 様式第7（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金状況報告書） | p.45 |
| 様式第8（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金実績報告書） | p.46～47 |
| 様式第9（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金承継承認申請書） | p.48 |
| 様式第10（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金精算（概算）払請求書） | p.49 |
| 様式第11（消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書） | p.50 |
| 様式第12（取得財産等管理台帳） | p.51 |
| 様式第13（取得財産等管理明細表） | p.52 |
| 様式第14（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金財産処分承認申請書） | p.53 |
| 様式第15（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金事業継続状況等報告書） | p.54 |

別表１（補助事業）

本補助金の対象となる事業（補助対象事業）は、国土交通省が提示する研究開発課題（以下「テーマ」という。）を解決するために必要な革新的な新技術を有する代表スタートアップ又は当該新技術を有する代表スタートアップの技術を活用したコンソーシアムによる大規模技術実証事業です。本公募のテーマは以下の４つとします。

◆テーマ①（AUV（自律型無人潜水機）・ROV（遠隔操作型無人潜水機）を活用した港湾鋼構造物の点検効率化・高度化に関する技術開発・実証）

◆テーマ②（空港業務の生産性向上に関する技術開発・実証）

◆テーマ③（ドローンを活用した港湾施設の点検・調査効率化に関する技術開発・実証）

◆テーマ④（船舶の係留施設への衝突リスク低減に資する安全かつ効率的な離着岸の実現に向けた技術開発・実証）

各テーマの詳細は下記を参照。なお、**スタートアップ等が有する革新的な新技術の技術成熟度（TRL[[1]](#footnote-1)）を原則としてレベル５以上から、社会実装が可能となるレベル７まで引き上げる計画であること**が申請において必要となります。

◆テーマ①（AUV（自律型無人潜水機）・ROV（遠隔操作型無人潜水機）を活用した港湾鋼構造物の点検効率化・高度化に関する技術開発・実証）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 【１】技術分野 | 国際競争力強化に資する交通基盤づくりに向けた技術の開発・実証 |
| 【２】公募テーマ | AUV（自律型無人潜水機）・ROV（遠隔操作型無人潜水機）を活用した港湾鋼構造物の点検効率化・高度化に関する技術開発・実証 |
| 【３】公募テーマ内容 | 港湾管理者や民間事業者が維持管理しなければならない港湾の施設は、陸域・海域の広範囲に存在するが、人的資源・財源が限られる中、より効率的かつ的確な点検診断の実施が求められている。特に、桟橋（港湾鋼構造物）の点検診断では、上部工（鉄筋コンクリート構造）に加えて、下部工(海面上及び海中に位置する鋼管杭)における腐食状況や腐食対策（海面上：被覆防食工、海中：陽極）が有効に機能しているかの施設全体にわたっての確認が必要となるが、現状では、小型ボートや潜水士等による目視範囲は限定されており、全数調査を行う場合には点検コストが高価になるなど、有効かつ効率的に点検診断を実施する手段がない状況である。また、詳細点検では、現状、潜水士に頼らざるを得ない調査も多い。例えば、鋼管杭の肉厚測定が必要となる場合、現状、潜水士が海中に潜り、桟橋下部工(鋼管杭等)を１点ずつ肉厚測定している状況であるが、少子高齢化に伴う潜水士の人員不足への対応として、遠隔操作等による肉厚計測も求められている。点検診断の効率化・高度化により、より正確で高品質な維持管理およびそれに基づいた安全性等の施設全体の性能評価手法の発展も考えられ、開発した点検調査分野における業務量（市場）の拡大も期待される。　以上を踏まえ、港湾施設のうち桟橋や矢板等の港湾鋼構造物を対象として、更なる生産性・安全性向上の視点から、AUV(自律型無人潜水機)及びROV(遠隔操作型無人潜水機)を組み合わせた港湾鋼構造物の点検効率化に関する技術開発・実証を公募する。AUVを用いた技術開発・実証については、従来、点検作業員や潜水士が目視で実施してきた点検診断をAUV航行により得られた各種データ（点検調査実施前の調査対象施設の設計・施工等情報も含む）の活用により、極力、人の介在・関与を減らした効率的な手法への転換に資する成果を期待している。ROVを用いた技術開発・実証については、従来、潜水士が調査対象位置まで潜り、直接現場で作業を行ってきた調査（ROVを調査対象に固定した上での鋼部材の肉厚測定等）を、ROVの活用によりに遠隔操作・自動化等で代替できるような手法への転換に資する成果を期待している。 |
| 【４】想定するアウトプット | 【AUV・ROVともに各スケジュールを想定】2023～25年度：要素技術確立(室内水槽実験含む)(TRL５)2026年度：実海域実証(要素技術検証)・アルゴリズム改良等(TRL６)2027年度：実海域実証(全体システム検証)・アルゴリズム改良等(TRL７) |
| 【５】当該開発・実証成果により実現を目指す経済社会へのインパクト（アウトカム） | 国土交通省港湾局では、生産性向上・働き方改革の促進・将来の担い手確保等に関する取組みを進めており、今後急速に老朽化が進展することが予想される港湾鋼構造物の維持管理・点検においても、自動化・省力化・高精度化等に大きな期待が寄せられているところ。また、本事業を通じ、港湾鋼構造物の点検プロセスの自動化(概略調査から点検診断までの各段階)が期待されるところ。なお、国土交通省では、上記成果の最大化を目的に、港湾管理者等の点検主体への同成果の普及促進、必要に応じた基準類の策定等に取組み、港湾施設の維持管理手法の高度化及び上記ビジネスの拡大に向けて取組む予定。上記又は上記に関連する市場への波及効果(アウトカムとしての経済効果)として、補助対象事業者は、採択金額の８倍以上の売り上げ増加額を、事業終了後５年以内に計上することとする。 |
| 【６】　国土交通省として当該【２】公募テーマを選定した理由 | 港湾鋼構造物（桟橋や矢板等）の水中部の点検は、従来、潜水士による目視点検を中心に行われてきたが、水中部における点検固有の技術課題(濁度の高さ・暗部への対応・構造物への生物の付着・潮流下における機体の位置情報保持、取得データの処理等)により、AUV・ROVを活用した施設点検の取組みが限定的な状況に留まっている状況。上記技術や少子高齢化に伴う潜水士の人員不足への懸念等を踏まえ、港湾鋼構造物の概略調査から点検診断までの各段階の自動化を志向し、国土交通省として、技術開発を公募することとする。 |
| 【７】関連する政府の計画・戦略等における位置づけ | 【第４期海洋基本計画(令和５年４月閣議決定)】第５章(２)-イ 海洋産業の国際競争力の強化地震・津波に対する脅威やインフラの老朽化に対しては、新技術も活用した予防保全型の維持管理により、計画的・集中的な老朽化対策を推進(抜粋)【経済財政運営と改革の基本方針2023(令和５年６月閣議決定)】第４章３. 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備広域的・戦略的なインフラマネジメントの実施、新技術・デジタルの活用促進等により、 予防保全型メンテナンスへの本格転換や高度化・効率化、公的ストック適正化を推進する。 |

◆テーマ②（空港業務の生産性向上に関する技術開発・実証）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 【１】技術分野 | 国際競争力強化に資する交通基盤づくりに向けた技術の開発・実証 |
| 【２】公募テーマ | 空港業務の生産性向上に関する技術開発・実証 |
| 【３】公募テーマ内容 | * グランドハンドリング業務の効率化
* 警備・保安検査業務の効率化
* 建設・維持管理業務等の効率化
 |
| 【４】想定するアウトプット | 2023～25年度：要素技術確立（実験環境での検証含む）(TRL５)2026年度：空港現場フィールド検証（要素技術検証）・アルゴリズム改良等(TRL６)2027年度：空港現場フィールド検証（全体システム検証）・アルゴリズム改良等(TRL７) |
| 【５】当該開発・実証成果により実現を目指す経済社会へのインパクト（アウトカム） | * 空港業務の現場ニーズに即する生産性向上のための技術が開発されることで、空港業務の現場の課題解決に寄与するビジネスの拡大が期待される。例えば、「グランドハンドリング業務の自動化・省力化ビジネス」、「警備・保安検査業務の自動化・省力化ビジネス」、「建設・維持管理業務の自動化・省力化ビジネス」等の拡大が想定される。
* 国土交通省はこれらビジネスの拡大に向けて関係者の予見可能性を高めるため、空港業務の技術開発・活用に関する計画を作成する。また、新たな技術を空港内へ導入する際のルールを定める等、必要に応じて制度面の環境整備を行う。
* 上記又は上記に関連する市場への波及効果（アウトカムとしての経済効果）として、補助対象事業者は、採択金額の８倍以上の売上増加額を、事業終了後５年以内に計上することとする。
 |
| 【６】　国土交通省として当該【２】公募テーマを選定した理由 | * 空港業務の現場では、厳しい労働環境等によって、コロナ禍前から人手不足等の問題に直面していたところ、コロナの影響の長期化によって、過去にない規模で航空需要が激減する状況が続いた結果、業務の必要量が大幅に低下し、採用抑制や離職者の増加等を余儀なくされた。
* 今般、復便が進むなかで、航空機の運航に不可欠な空港業務に従事する人手不足が一つの要因となり、空港内における混雑等の課題が顕在化している。
* このため、空港業務の生産性向上のため、現場のニーズに即した実証を行うスタートアップ企業を支援する。
 |
| 【７】関連する政府の計画・戦略等における位置づけ | * 観光立国推進基本計画（令和５年３月31日閣議決定）：第３　２.（８）①イ「空港地上支援業務の労働力不足により訪日旅客の利便性が損なわれないよう、省力化・自動化を推進する。」
* 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月16日閣議決定）：第４章３.「中小建設企業等におけるＩＣＴ施工やＢＩＭ／ＣＩＭ267の普及拡大等によるi-Constructionの推進、ドローン・センサネットワーク等による管理の高度化、国土交通データプラットフォーム等によるインフラデータのオープン化・連携拡充、行政手続のオンライン化の徹底等により、生産性を高めるインフラＤＸを加速する。
* 広域的・戦略的なインフラマネジメントの実施、新技術・デジタルの活用促進等により、予防保全型メンテナンスへの本格転換や高度化・効率化、公的ストック適正化を推進する。」
* 地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月18日閣議決定）：第Ⅱ部２.（１）「空港の地上支援業務に係るレベル４相当の自動運転を令和７年までに空港制限区域内で導入するなど、準天頂衛星システム等による衛星測位等を活用した各種空港運用業務の省力化・自動化を推進する。」
 |

◆テーマ③（ドローンを活用した港湾施設の点検・調査効率化に関する技術開発・実証）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 【１】技術分野 | 国際競争力強化に資する交通基盤づくりに向けた技術の開発・実証 |
| 【２】公募テーマ | ドローンを活用した港湾施設の点検・調査効率化に関する技術開発・実証 |
| 【３】公募テーマ内容 | 港湾管理者や民間事業者が維持管理しなければならない港湾施設は、陸域・海域の広範囲に多数存在するが、人的資源・財源が限られる中、より効率的な点検診断（※1）の実施が求められている。また、日常的な維持管理に加えて、台風・地震・津波などの発災時に、これらの諸施設の迅速かつ安全な被災状況把握を通じ、適切な初動体制の構築や施設の暫定供用可否判断の実現が求められている。一方で、現状の施設の維持管理では、職員や点検作業者（潜水士を含む）が施設周辺に出向き、目視・測定（陸上での踏査、船上・海中での目視など）を行い、その結果に基づく人の判断・手作業を介した点検診断（※1）が行われており、さらなる効率化・低コスト化が求められている。加えて、災害発生時には各種警報等の発令による人による目視・測定が困難な場合や、夜間に発災した場合など、より厳しい環境下での迅速な被災状況把握が求められる。このような状況の中、ドローン（※2）を利用し、その特徴（例えば、広範囲の情報を短時間で取得可能、人が容易に近づけない場合に近接可能（作業安全性の向上）、自動運航可能、赤外線カメラ等による夜間目視など）を最大限活用し、港湾施設の維持管理の効率化・低コスト化、および維持管理で日常的に利用している機材・システムを活用し、発災時の被災状況把握の迅速化・自動化を図ることが期待される。以上を踏まえ、防波堤、係留施設、護岸などの港湾施設を対象とし、ドローン（※2）による平時の維持管理の点検・調査の効率化・低コスト化、並びにドローン（※2）による被災状況把握の迅速化・自動化を主眼とするテーマとして以下の技術開発・実証を公募する。本技術開発・実証では、従来、人手に頼っていた平時及び発災時の点検・調査に関わる一連の作業を、極力、人の介在・関与を減らした効率的な手法への転換に資する成果を期待している。※1 従来の港湾施設の「点検診断」については以下を参照のこと。（<https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000051.html>）　※2 行政ニーズに対応したドローンの性能については以下を参照のこと。（<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/gijyutu/content/001603641.pdf>） |
| 【４】想定するアウトプット | 2023～25年度：要素技術確立(TRL５)(屋内実験、屋外実験、アルゴリズム開発等)2026年度：実海域実証（小中規模）(TRL６)(実構造物を対象とした技術検証、アルゴリズム改良等）2027年度：実海域実証（大規模）(TRL７)(実構造物を対象とした技術検証、アルゴリズム改良、全体システム検証等） |
| 【５】当該開発・実証成果により実現を目指す経済社会へのインパクト（アウトカム） | 今後急速に老朽化が進展することが予想される港湾施設の維持管理において、自動化・省力化・高精度化等に大きな期待が寄せられているところ。このような背景の下、本技術開発・実証を通じ、港湾施設の維持管理の効率化・低コスト化や被災状況把握時の迅速化・自動化に関する本格的な市場創出が促進されることを期待する。国土交通省では、上記成果の最大化を目的に、港湾管理者等の維持管理・被災状況把握の実施主体への同成果の普及促進、必要に応じた基準類の策定等に取組み、上記ビジネスの拡大に向けて取組む予定。上記に関連する市場への波及効果(アウトカムとしての経済効果)として、補助対象事業者は、採択金額の8倍以上の売り上げ増加額を、事業終了後5年以内に計上することとする。 |
| 【６】　国土交通省として当該【２】公募テーマを選定した理由 | 港湾管理者や民間事業者が維持管理しなければならない港湾施設は、陸域・海域の広範囲に多数存在するが、人的資源・財源が限られる中、より効率的な点検診断の実施が求められている状況。また、日常的な維持管理に加えて、台風・地震・津波などの発災時に、これらの諸施設の迅速かつ安全な被災状況把握を通じ、適切な初動体制の構築や施設の暫定供用可否判断の実現が求められている状況。上記状況に鑑み、これら課題を解決するための一方策として、ドローンを活用した港湾施設の維持管理の効率化・低コスト化、及び被災状況把握の迅速化・自動化に関する本格的な市場創出(実装化)を推進していく必要があるとの問題意識の上で、本公募テーマを設定。 |
| 【７】関連する政府の計画・戦略等における位置づけ | 【港湾の中長期政策「PORT2030」(2018年7月公表)】Ⅴ.港湾の中長期政策の基本的な方向性7.情報通信技術を活用した港湾のスマート化・強靱化* 津波警報等により現場に人が近づけない場所であっても、IoT 等を活用した高度なセンシング技術やドローン等を活用し、早期に被災状況を把握する体制を構築する(一部抜粋)

8．港湾建設・維持管理技術の変革と海外展開* IoT・ロボットを活用したモニタリング等の点検業務の効率化・迅速化を進める等、官民連携により、維持管理業務における生産性の向上を推進する(一部抜粋)
 |

◆テーマ④（船舶の係留施設への衝突リスク低減に資する安全かつ効率的な離着岸の実現に向けた技術開発・実証）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 【１】技術分野 | 国際競争力強化に資する交通基盤づくりに向けた技術の開発・実証 |
| 【２】公募テーマ | 船舶の係留施設への衝突リスク低減に資する安全かつ効率的な離着岸の実現に向けた技術開発・実証 |
| 【３】公募テーマ内容 | 船舶の離着岸時、船舶の港湾施設(係留施設本体・防舷材、クレーン等)への衝突に起因する施設損傷により、長期間にわたり係留施設が利用出来なくなる事案が散見されている状況。上記状況に鑑み、港湾施設の適切な運用，維持管理の観点からは、これら被害の発生抑制や軽減に向け、安全かつ効率的な離着岸を実現していく必要があると認識。現在、安全かつ効率的な離着岸の実現に向け、国内では敦賀港における現地実証も含めた自動係留装置の導入検討や、ドローンを活用した係船作業の安全性向上，効率化に向けた実証等の様々な取組みが進められている状況。一方、より効率的な船舶の離着岸の実現に向け、例えば、係留索を利用せずに自動係留装置単独で船舶の離着岸を可能とする操船支援技術、既存船舶のオートパイロット化による陸側(＝港湾施設側)の情報を取り入れた離着岸支援技術など“船舶側・陸側(＝港湾施設側)”双方の技術や情報を柔軟に取り入れ、港湾施設の適切な維持管理にも資する離着岸の実装化が期待されるところ。以上を踏まえ、本公募では、船舶の係留施設への衝突リスクの低減にも資する安全かつ効率的な離着岸の実現に向けた技術開発・実証を公募することとする。具体的には以下の3テーマの達成により、港湾内における、より安全かつ効果的な船舶離着岸が実現するとともに、港湾施設の適切な維持管理に貢献することを期待している。1. 陸側(＝港湾施設)の情報も取り入れた港湾内のアプローチ操船の高度化に向けた技術

港湾内のあらゆる船舶交通の可視化及び関係者における共有化1. “人”に対する離着岸支援技術

タグ・繋離船業者・操船者等に対する、着岸位置と船体の位置関係のリアルタイム共有1. 自動離着岸支援

1）及び2）の情報と既存船舶のオートパイロットシステムとの連携による自動離着岸支援 |
| 【４】想定するアウトプット | 2023～24年度：現場実証（1）(TRL5)（対象：【３】テーマ1）・テーマ2）、要素技術検証等）2025～26年度：現場実証(2)(TRL6)（対象：【３】テーマ1）・テーマ3）、要素技術検証等）2027年度：現場実証(3)(TRL7) (対象：【３】テーマ1）～3）、全体システム検証等) |
| 【５】当該開発・実証成果により実現を目指す経済社会へのインパクト（アウトカム） | 船舶の離着岸時における船舶の港湾施設(係留施設本体・防舷材、クレーン等)への衝突に起因する施設損傷により、長期間にわたり係留施設が利用出来なくなる事案が散見されている状況を踏まえ、“船舶側・陸側(＝港湾施設側)”双方の技術や情報を柔軟に取り入れた、より安全かつ効率的な離着岸の実現を以って、港湾施設の適切な運用，維持管理にも資する離着岸システムの実装化を図る。上記又は上記に関連する市場への波及効果(アウトカムとしての経済効果)として、補助対象事業者は、採択金額の8倍以上の売り上げ増加額を、事業終了後5年以内に計上することとする。 |
| 【６】　国土交通省として当該【２】公募テーマを選定した理由 | 船舶の離着岸時、船舶の港湾施設(係留施設本体・防舷材、クレーン等)への衝突に起因する施設損傷により、長期間~~利用~~にわたり係留施設が利用出来なくなる事案が散見されている状況。上記状況に鑑み、港湾施設の適切な運用．維持管理の観点からは、これら被害の発生抑制や被害軽減に向け、港湾より安全かつ効率的な離着岸を実現していく必要があるとの問題意識の上で本公募テーマを設定。 |
| 【７】関連する政府の計画・戦略等における位置づけ | 【港湾の中長期政策「PORT 2030」(2018年7月公表)】Ⅴ.港湾の中長期政策の基本的な方向性2.持続可能で新たな価値を創造する国内物流体系の構築* 海上輸送の安全性・効率性の向上を図るため、人工知能 (AI: Artificial Intelligence) 等を活用した船舶の自動運航・航行支援技術の導入促進を図る(一部抜粋)

8.港湾建設・維持管理技術の変革と海外展開* 施設の故障等によりターミナル運営が妨げられることを防ぐため、利用企業からの施設状況の情報を収集する体制を充実させ、老朽施設の適切な維持管理・更新等を進める(一部抜粋)
* 国・地方自治体・民間事業者が港湾施設の維持管理情報を共有できるシステムを充実させるとともに、IoT・ロボットを活用したモニタリング等の点検業務の効率化・迅速化を進める等、官民連携により、維持管理業務における生産性の向上を推進する(一部抜粋)
 |

**（１）補助要件**

補助対象事業の補助要件は、以下の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| 要件 | 内容 |
| テーマ要件 | * 実施計画が上記に示すいずれかのテーマに対応した計画となっていること（国土交通省が想定する【１】技術分野、【２】公募テーマ、【３】公募テーマ内容、【４】想定するアウトプット、【５】当該開発・実証成果により実現を目指す経済社会へのインパクト（アウトカム）を満たす内容となっていること）
* 上記の内容を踏まえつつ、原則としてTRLレベルが上がる段階等、一定の技術の確立がされた段階でステージゲート審査を設定していること、併せて、そのステージゲート審査までに解決している技術的な課題や達成している技術レベルについての記載をすること。
 |
| 体制要件 | * 補助事業の実施体制が、以下の３つのいずれかに該当すること。詳細は「（２）事業実施体制（共同申請について）」に記載している。
	1. 原則設立15年以内の革新的な研究開発を行うスタートアップ等（以下、代表スタートアップ）による単独の申請。
	2. 代表スタートアップを中心としたコンソーシアムの申請。
	3. 代表スタートアップを中心としたコンソーシアム、かつ、その他のスタートアップ、中小企業、みなし大企業による共同提案の申請。
 |
| その他 | * 交付決定後に国土交通省が設置する委員会等において実施計画の承認を得た上で、その計画に沿った技術実証をすること。委員会等で指定等があった場合は、実施計画に反映すること。
* 補助事業の目標や内容、実施体制、経費流用等の計画変更が必要な場合は、委員会等からの承認を受けること。
* 国土交通省及び基金設置法人が設置する各委員会（統括運営委員会、フォローアップ委員会）における議論に積極的に貢献すること。
* 国土交通省及び基金設置法人が設置する委員会等（統括運営委員会、フォローアップ委員会、ステージゲート審査会）において指摘された内容を実施計画に反映し、実行すること。
 |

**（２）事業実施体制（共同申請について）**

補助対象とする申請パターンは、以下の３つのいずれかに該当するものとします。実証期間中の実施体制の変更については、フォローアップ委員会の承認を必要とします。

なお、本事業を実施するにあたっては、一般社団法人 低炭素投資促進機構（以下、「GIO」という）が基金管理を行い、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所が運営支援業務を行います。

1. 原則設立15年以内の革新的な研究開発を行うスタートアップ等（以下、代表スタートアップ）※１による単独の申請。
2. 代表スタートアップを中心としたコンソーシアム※２の申請。
3. 代表スタートアップを中心としたコンソーシアム※２、かつ、その他のスタートアップ※１、中小企業、みなし大企業による共同提案の申請。



※１. 科学技術・イノベーション活性化法第２条第14項に規定する中小企業者をいい、J-Startup又はJ-Startup地域版選定スタートアップを含みます。また、採択審査委員会の判断により、技術の態様に応じて設立15年以上の企業が認められる場合があります。

※２.当事業におけるコンソーシアムの構成員は、共同提案者（代表スタートアップ以外のその他のスタートアップ、中小企業、みなし大企業）又はスタートアップの補助事業総額から10％以上の再委託を受け、スタートアップの成長に向けスタートアップに裨益を与える連携協定を締結するもの（事業会社・学術機関※３等。事業会社の場合、企業規模は問わない）を指します。**（詳細は（４）補助事業者の要件の「連携要件」をご確認ください。）**

※３.「学術機関等」とは、「国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関をはじめ、研究者個人や一般社団法人、財団法人等」を指します。

**（３）補助金交付申請額、補助率及び限度額等について**

本公募において、以下の通り事業を実施していただきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| テーマ | 補助金交付申請額 | 補助金交付申請額（下限） |
| ①（AUV（自律型無人潜水機）・ROV（遠隔操作型無人潜水機）を活用した港湾鋼構造物の点検効率化・高度化に関する技術開発・実証） | １件あたり最大２億円 | １件あたり原則0.5億円以上 |
| ②（空港業務の生産性向上に関する技術開発・実証） | 総額7.96億円 | １件あたり原則0.5億円以上 |
| ③ドローンを活用した港湾施設の点検・調査効率化に関する技術開発・実証 | 総額2.5億円程度１件あたり最大1.5億円 | １件あたり原則0.5億円以上 |
| ④船舶の係留施設への衝突リスク低減に資する安全かつ効率的な離着岸の実現に向けた技術開発・実証 | 総額3億円程度 | １件あたり原則0.5億円以上 |

また、複数年の交付決定合計額に対する補助率は、下表の通りです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 代表事業者の補助率 | （代表事業者を除く）補助対象事業者の補助率 |
| A：スタートアップ | 100% | 100% |
| B：中小企業・みなし大企業 | 50%スタートアップと連携協定を締結する場合に限り代表事業者となれる。 | 50% |
| C：大企業・学術機関 | ×代表事業者にはなれない | ×補助対象事業者にはなれない |

　　※　**補助金額については、審査の結果、申請した金額を下回る可能性があります。**

**※　補助事業者は、代表スタートアップまたは代表スタートアップとの共同提案者。**

**（４）補助事業者の要件**

補助対象事業者は、（２）事業実施体制（共同申請について）で示す「補助対象となる申請パターン ①・②」の場合は代表スタートアップが以下のAを、「補助対象となる申請パターン ③」の場合は代表スタートアップが以下のAを満たすとともに、共同提案者が以下のBを満たすものとします。

1. 下記要件ⅰ～ⅸを満たすもので、原則設立15年以内の革新的な研究開発を行う代表スタートアップであること。（J-Startup又はJ-Startup地域版選定スタートアップを含む）
	* 1. 日本に登記されている企業であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。
		2. 本事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
		3. 本事業を的確に遂行するために必要な費用の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
		4. 本事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
		5. 本事業終了後の実証成果の社会実装を達成するために必要な能力を有すること。
		6. 技術開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。
		7. 原則として科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第２条第 14 項等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主たる事業として営んでいる業種※a | 資本金基準（資本の額又は出資の総額）※b | 従業員基準（常時使用する従業員の数）※c |
| 製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外） | ３億円以下 | 300人以下 |
|  | ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | ３億円以下 | 900人以下 |
| 小売業 | ５千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業（下記３業種を除く） | ５千万円以下 | 100人以下 |
|  | ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | ３億円以下 | 300人以下 |
|  | 旅館業 | ５千万円以下 | 200人以下 |
| 卸売業 | １億円以下 | 100人以下 |

※a. 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。※b.「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※c.「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

なお、本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。
・発行済株式の総数又は出資の総額の２分の１以上が同一の大企業(※）の所有に属している企業。
・発行済株式の総数又は出資の総額の３分の２以上が、複数の大企業(※）の所有に属している企業。
・資本金又は出資金が５億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている企業。

(※)本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。

* + 1. 本事業に係わるメンバーに関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。
		2. 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
1. 代表事業者と共同で申請するスタートアップ／中小企業／みなし大企業であり、A)のⅶの要件以外を全て満たし、かつ、下記の連携要件を満たすものであること。

**連携要件**補助対象者となる代表スタートアップ又は代表スタートアップ以外のその他のスタートアップに裨益を与える下記例の具体案を記載した連携協定を締結（※１）すること（※２）

例）

・共同技術開発
・技術実証時の付加的要素技術やデータの提供
・実証環境の提供
・実証後の製造・サービス提供の受諾確約
・実証後のビジネスモデルへの参画（保険付与等）
・技術・経営人材等の出向派遣
・販売・事業展開チャネルの提供　等
※１.プロジェクトの提案時には、（採択未確定であるため）提出する連携協定書（案）への具体的な代表取締役・事務担当者の署名・発効までは求めませんが、本連携協定書（案）の内容は、採択を左右する重要な審査項目の一つであり、仮にプロジェクトが採択された場合、当該連携協定書（案）への署名・発効をプロジェクト開始の条件としますので、補助金交付決定後に速やかに署名・発効した正本をご提出いただきます。
※２.連携要件はコンソーシアム構成員である委託先（スタートアップの補助事業総額から10％以上の委託を受ける場合の事業会社・学術機関等）も満たす必要（※３）があります。

※３.コンソーシアム構成員は、上記連携要件に加えて、以下の要件を全て満たす必要があります。

・日本に登記されている企業であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。

・本事業に係わるメンバーに関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。

・国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

なお、以降で示す不支給要件のいずれにも該当しないことも必要です。

|  |
| --- |
| 不支給要件 |
| １　次のいずれかに該当した事実があり、その行為態様、役員の関与の有無、違反行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金の交付の相手方として不適当であると基金設置法人が認める場合。イ　偽りその他不正の手段によって、適正化法第２条第１項に規定する補助金等及び適正化法第２条第４項に規定する間接補助金等並びに施行令第４条第２項第４号に規定する条件として各省各庁の長が定めた民間事業者等に対する助成金等の交付条件又は契約条件に従い交付する基金（以下「補助金等」という。）の交付を受け、又は融通を受けたと認められる場合。ロ　補助金等の他の用途への使用があったと認められる場合。ハ　その他補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反した場合（ロに掲げる場合を除く。）。ニ　事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。ホ　業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号）第３条又は第８条第１項第１号に違反した場合(ヘに掲げる場合を除く。)。ヘ　役員等が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。ト　役員等が競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。チ　業務に関し、不正競争防止法（平成５年法律第47号）第２条第１項第１号又は第19号に掲げる行為を行った場合。リ　前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をした場合。ヌ　前各号に掲げる場合のほか、役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告された場合。２　次のいずれかに該当する事業者イ　役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所ロ　暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所ハ　暴力団員等がその事業活動を支配する事業所ニ　暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所ホ　役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所ヘ　役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所ト　役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所チ　イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所 |

別表２　補助対象経費

補助対象経費は、補助事業を実施する上で補助対象事業者が支出する直接経費及び間接経費となります。原則、次の条件を全て満たす必要があります。

①　交付決定後に契約、支出されるもの。

②　令和10年３月末日までに支払いを終えるもの。

③　本補助事業に要することが明確かつ他の事業と共用されないものであるもの。

（補助対象経費）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内 容 |
| １ 直接経費 | ①仮設施設工事費 | 技術実証を行うために不可欠で最低限必要な仮設施設（これらと一体的に整備される設備を含む。ただし、補助事業期間終了後、速やかに解体・撤去するものに限る。）の整備、改修又は当該施設の解体・撤去に要する経費（土地の取得造成費、既存建物解体費、既存設備の撤去費、外構工事費その他施設本体に直接関係のない工事費を除く。）及び仮設施設の賃借、移設に必要な経費 |
| ②機械設備費 | 技術実証に必要な機械装置（輸送用機械、ソフトウェアを含む。）の購入、試作・製作、改良、据付け、借用又は修繕等に必要な経費及び技術実証を実施するために必要な工具器具備品（木型、金型を含み、耐用年数１年以内のものを除く。）やデータの購入、試作・製作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 |
| ③調査設計費 | 仮設施設工事費、機械設備費に係る調査費及び設計費 |
| ④人件費 ※１ | 技術実証に直接従事する者の人件費及び補助員費並びに技術実証の実施や技術実証終了後のビジネスモデルの構築等に必要となる知識、情報、技術が提供可能な人材に関する経費（実証期間中に係る経費に限る） |
| ⑤材料費等 | 技術実証に必要な材料、副資材、消耗品、データ等の購入に要する経費 |
| ⑥外注費 | 技術実証に必要な加工等試作、試験・実験、分析、ソフトウェア製作等を外注する場合に要する経費 |
| ⑦委託費 ※２ | 民間企業、学術機関等へ技術実証の一部を委託する場合に要する経費（委託契約等を締結・管理する専門家（弁護士等）に支払う経費、試験・評価、知的財産権先行調査、弁理士費用（特許印紙代等を除く）、市場調査等技術実証及び技術実証成果の事業展開の企画立案に必要な調査等の委託を含む。） |
| ⑧その他諸経費 | ④に掲げる者を新たに雇用する際の経費、技術実証に必要な施設・設備・資機材等に係る使用料・賃借料、謝金・旅費、文献購入費、技術実証の成果を社会実装するために必要な展示会への出展費、マッチングイベントへの参加費及びルールメイキングに要する経費（標準・規格の形成や変更等に向けた会議等への参加費・旅費・調査費・資料作成費等）に要する経費等 |
| ２ 間接経費 | 直接経費の５パーセント以下（本補助事業を行う上で実証や研究に必要な環境改善や機能向上等に関する経費） |

※１ ④の経費のうち、技術実証の実施や技術実証終了後のビジネスモデルの構築等に必要となる知識、情報、技術が提供可能な人材に関する経費については、総事業費の３％以下に限ります。

※２ ⑦の経費が総事業費（又は直接経費）の50パーセントを超える場合には、国土交通大臣の承認等所定の手続きが必要になります。

次に該当する経費については原則として間接経費の対象となります。

* パソコン、カメラ 等（事業の実施に必要不可欠な場合を除く）
* 技術実証における経理等事務処理に関する業務に従事する者の人件費及び補助員費
* 技術実証の実施に必要となる各種保険料
* 技術実証の成果に係る特許出願に係る経費
* 使用実績の把握が困難な材料等
* 公租公課（消費税含）
* 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
* 振込手数料
* 賃借物件等の保証金、敷金、仲介手数料
* 上記のほか、適切と認められる経費

次に該当する経費についてはいかなる場合も補助対象外となります。

* 交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの
* 恒久的な施設・設備の整備費
* 土地の取得及び造成の費用
* 既存建物、設備の解体費・撤去費
* 商品券等の金券
* 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
* 借入金などの支払い利息及び遅延損害金
* 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
* 上記のほか、不適切と認められる経費

別表３　補助率・限度額

|  |  |
| --- | --- |
| 補助率（注１） | 原則設立１５年以内の革新的な研究開発を行う中小企業（＝「スタートアップ」）（注２）：１／１以内中小企業：１／２以内みなし大企業：１／２以内注１　複数年の交付決定合計額に対する補助率注２　「中小企業」とは、科学技術・イノベーション活性化法第２条第１４項に規定する中小企業者をいう。また、スタートアップの判断にあたっては、技術の態様に応じ弾力的に運用することとし、J-Startup又はJ-Startup地域版選定スタートアップを含む。 |
| 限度額 | 別表１「（３）補助金交付申請額、補助率及び限度額等について」を参照してください。 |

（様式第1）

令和　　年　月　日

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

住所

名称

代表者名

国土交通省中小企業イノベーション創出推進事業交付申請書

中小企業イノベーション創出推進事業の補助金交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　事業計画名（共同提案の場合、統一して記載してください）

2　補助事業の目的及び内容（別途様式に記載して頂きます）

　　　様式1-1　申請企業等概要　　　　　　　　　様式1-2　プロジェクト計画書

　　　様式1-3　複数年参考計画書　　　　　　　　様式1-4　収支明細書

　　　様式1-5　申請企業説明書　　　　　　　　　様式1-6　仮設施設の概要

　　　様式1-7　経費明細書　　　　　　　　　　　様式1-8　暴力団排除に関する誓約書

3　補助事業の開始及び完了予定日

　交付決定日　～　令和　　年　　月　　日まで

4　経費全体額

　　　金　　　　　　　　　　　　　円

5　補助対象経費

　　　金　　　　　　　　　　　　　円

6　補助金交付申請額

　　　金　　　　　　　　　　　　　円

7　代表スタートアップ名及び共同提案者名（共同提案の場合に申請者を含む全ての関係者名を記載してください。）

代表スタートアップ：

共同提案者：

様式1-1（申請企業等概要）

国土交通省中小企業イノベーション創出推進事業　申請企業等概要

1　申請者　（詳細は様式1-5にて記入してください）

|  |  |
| --- | --- |
| 住所（本社） | 〒 |
| 住所（プロジェクトの実施先）※1 | 〒 |
| （該当に○）事業所概要 | 本社　試験・評価センター　研究開発拠点　生産拠点　　その他【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| 名称（ふりがな） |  |
| 代表者役職・氏名（ふりがな） |  |
| 設立年月日 |  |
| 従業員数（全体） |  |
| 資本金 |  |

※　プロジェクト（大規模技術実証等）を実施する拠点の住所を記入してください

（担当者）

|  |  |
| --- | --- |
| 所　属 |  |
| 所属住所 | 〒 |
| 役職・氏名（ふりがな） |  |
| 電話番号(必須) |  |
| E-mail（必須） |  |

様式1-1（別紙　共同提案者等）

**（共同提案の場合に記載してください）**

|  |  |
| --- | --- |
| 代表スタートアップ/共同提案者の別 | 代表スタートアップ　　／　　共同提案者（※該当する方を〇で囲んでください） |
| 住所（本社） | 〒 |
| 住所（プロジェクトの実施先）※1 | 〒 |
| （該当に○）事業所概要 | 本社　試験・評価センター　研究開発拠点　生産拠点　その他【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| 名称（ふりがな） |  |
| 代表者役職・氏名（ふりがな） |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

※　プロジェクト（大規模技術実証等）を実施する拠点の住所を記入してください

|  |  |
| --- | --- |
| 代表スタートアップ/共同提案者の別 | 代表スタートアップ　　／　　共同提案者（※該当する方を〇で囲んでください） |
| 住所（本社） | 〒 |
| 住所（プロジェクトの実施先）※２ | 〒 |
| （該当に○）事業所概要 | 本社　試験・評価センター　研究開発拠点　生産拠点　その他【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| 名称（ふりがな） |  |
| 代表者役職・氏名（ふりがな） |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

※　プロジェクト（大規模技術実証等）を実施する拠点の住所を記入してください

※　ページが足りない場合は、このページをコピーしてください。

様式1-1（別紙　補助金利用実績） **（国及びその他の独立行政法人、地方自治体等からの委託（再委託を含む）又は補助金交付を受けたことがある場合、その概要を記載してください）**

2019年度～2023年度補助金利用実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 事業主体（官公庁省名等） | 事業名称 | テーマ名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

様式1-1（別紙　類似計画等状況説明書）

**（別紙　補助金利用実績に基づき、本事業と類似計画等がある場合に記載してください。なお、複数該当ある場合、実施事業分を記載してください）**

類似計画等状況説明書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名称 |  |
| 事業主体（関係省庁等） |  |
| テーマ名 |  |
| 代表企業等（他企業等と連携している場合） |  |
| 実施者 |  |
| 申請額 | 円 |
| 期間 |  |
| 内容 |  |
| そ の 他 |  |

様式1-2（プロジェクト計画書）

|  |
| --- |
| 1　プロジェクトサマリー |
| （1）プロジェクトの背景・目的 |
| *・プロジェクトが必要な理由や経緯（背景）を示してください**・プロジェクトによって得たい成果（目的）を示してください* |
| （2）プロジェクトの概要 |
| *・プロジェクトの目標、内容を示してください* |
| （3）プロジェクト成果（自社ビジネスへの効果）及び波及効果（プロジェクト成果による市場の創出） |
| *・プロジェクト成果のサマリ（プロジェクト終了後に得られる自社への成果（収益貢献）のインパクトの見通し及びその考え方）を示してください**・波及効果のサマリ（プロジェクト成果の社会実装による市場創出のインパクトの見通しやその考え方※）を示してください**※採択金額の●倍以上の売上増加額を、事業終了後5年以内に計上した上で、●●年時点で推計される市場規模、同市場内で自社が獲得するシェア* |

|  |
| --- |
| 2　市場性・競争優位性 |
| （1）　市場規模・市場の成長性 |
| *・ターゲットとする市場規模（TAM/SAM/SOM等）の考え方と算出方法を示してください**・市場の成長性の見通し及びその考え方を示してください**・市場のトレンドや推移（成長の見込み含む）、及びその妥当性を示してください* |
| （2）　ターゲット及びターゲットのニーズの強さ |
| *・具体的なターゲット（業界、職種、規模感、保有アセット等）を示してください**・ターゲットのニーズ及びそれらが生じている根本的課題を示してください* |
| （3）　ターゲットのニーズに対する解決手段 |
| *・ターゲットのニーズに対するプロダクト/サービス（ソリューション）の内容を示してください**・プロダクト/サービス（ソリューション）が想定ユーザーの課題・ニーズに与える提供価値を示してください* |
| （4）　競争優位性 |
| *・技術的な模倣障壁（知財戦略含む）やビジネスモデルの優位性を示してください**・競合のプロダクト/サービス（ソリューション）の開発状況と自社の優位性を示してください**・ターゲット市場における売上拡大（シェア獲得）や収益確保の戦略を示してください* |

|  |
| --- |
| 3　 プロジェクト計画 |
| （1）　プロジェクトの目標と計画内容 |
| *・プロジェクトの目標（開発・実証の成果の目標）を示してください**・目標に対する実施事項を示してください**・プロジェクト推進に際して想定される課題・リスクと対応策を示してください* |
| （2）　スケジュール |
| *・予定しているプロジェクトの実施スケジュール（準備-実施-効果検証における実施事項/実施期間）を示してください**・プロジェクト成果を社会実装する際のスケジュールを示してください* *・原則としてTRLレベルが上がる段階等、一定の技術の確立がされた段階でステージゲート審査を設定し、そのステージゲート審査までに解決している技術的な課題や達成している技術レベルを示してください* |
| （3）　プロジェクトに必要な経費、及び資金計画 |
| *・プロジェクトに必要な対象経費と使途を示してください**・プロジェクトに必要な資金の確保手段と計画を示してください* |
| （4）　 実施体制・実施拠点 |
| *・社内の実施体制（プロジェクトメンバーの構成、専門性、経営力、事業開発力、対外折衝力、資金管理体制、経理処理体制等）を示してください**・プロジェクトの実施拠点を示してください* |

|  |
| --- |
| 4　プロジェクト成果、及び波及効果（アウトカム） |
| プロジェクト成果の社会実装に向けた絵姿 |
| *・プロジェクト終了後にプロジェクト成果を社会実装していく絵姿を示してください**・社会実装に向けて、解決すべき課題及び課題解決に向けて事業期間中及び事業終了後にとるべきアクションを示してください**・プロジェクト終了後の、プロジェクトの成果の社会実装に向けたスケジュールの見通しを示してください* |
| プロジェクト成果（自社ビジネスへの効果）の詳細 |
| *・プロジェクト成果の詳細（プロジェクト終了後に得られる自社への成果（収益貢献）のインパクトの見通し及びその考え方）を示してください* |
| 波及効果（プロジェクト成果による市場の創出）の詳細 |
| *・波及効果の詳細（プロジェクト成果の社会実装による市場創出のインパクトの見通しやその考え方※）を示してください**※採択金額の●倍以上の売上増加額を、事業終了後5年以内に計上した上で、●●年時点で推計される市場規模、同市場内で自社が獲得するシェア* |

様式1-2（別紙　コンソーシアム概要）

**（コンソーシアムによる申請の場合、記載してください）**

|  |
| --- |
| 5　 コンソーシアム概要 |
| （1）　コンソーシアム※の構成員情報 |
| 【連携先名】【担当部署】【担当者名】【担当者連絡先】【コンソーシアムの構成員との調整状況】*枠が足りない場合は、上枠をコピーして追加ください。**※当事業におけるコンソーシアムの構成員は、共同提案者（代表スタートアップ以外のその他のスタートアップ、中小企業、みなし大企業）又はスタートアップの補助事業総額の10％以上の委託を受け、スタートアップの成長に向けスタートアップに裨益を与える連携協定を締結するものを指します* |
| （2）　スタートアップに対する支援・関与事項 |
| *・コンソーシアム構成員がスタートアップに対して、どのような支援を行うか具体的に示してください* |
| （3）　(2)によってプロジェクトの実証期間中にプロジェクトが加速化、プロジェクト成果が最大化される理由 |
| *・2の支援によって、プロジェクトが加速化、プロジェクト成果が最大化される理由を示してください* |
| （4）　(2)によってプロジェクト終了後にプロジェクト成果を社会実装することが加速化、社会実装による市場創出のインパクトが最大化される理由 |
| *・2の支援によって、プロジェクト終了後に、プロジェクト成果を社会実装することが加速化、社会実装による市場創出のインパクト※が最大化される理由を示してください**※採択金額の●倍以上の売上増加額を、事業終了後5年以内に計上した上で、●●年時点で推計される市場規模、同市場内で自社が獲得するシェア* |
| （5）　コンソーシアム構成員の連携体制 |
| *・コンソーシアム構成員の連携体制、役割等を示してください* |

様式1-3（複数年参考計画書）

１　実施内容

**（不要な年度は削除のうえ、該当する年度のみ記載してください）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 成果目標 | 実施内容 | 補助金申請額（円） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２　スケジュール

**（不要な年度は削除のうえ、該当する年度のみ記載してください）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施項目 | 年度 | 年度 | 年度 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※実施項目の年度毎の記入は、具体的かつ明確に記載してください

様式1-4（収支明細書）

国土交通省中小企業イノベーション創出推進事業交付申請書

収支明細書

（収入の部） [単位：円]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算額 | 調達先（金額の内訳） |
| 自己資金 |  |  |
| 借　入 |  |  |
| その他 |  |  |
| 補助金申請額 |  | 国土交通省中小企業イノベーション創出推進事業 |
| 合　計 |  |  |

※補助金申請額の「予算額」欄は、千円未満を切り捨てて記入してください

（支出の部） [単位：円]

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 経費区分 | 経費全体額（Ａ） | 補助対象経費（Ｂ） | 補助金申請額（Ｃ） |
| １直接経費 | 1. 仮設施設工事費
 |  |  |  |
| 1. 機械設備費
 |  |  |  |
| 1. 調査設計費
 |  |  |  |
| 1. 人件費
 |  |  |  |
| 1. 材料費等
 |  |  |  |
| 1. 外注費
 |  |  |  |
| 1. 委託費
 |  |  |  |
| 1. その他諸経費
 |  |  |  |
| **小　計** |  |  |  |
| ２ 間 接 経 費 |  |  |  |
| **合　計** |  |  |  |

※各経費区分の明細は指定様式（様式1-7）にて報告してください

※④の経費のうち、技術実証の実施や技術実証終了後のビジネスモデルの構築等に必要となる知識、情報、技術が提供可能な人材に関する経費については、総事業費の３％以下に限ります。

※⑦の経費が総事業費の50パーセントを超える場合には、国土交通大臣の承認等所定の手続きが必要になります。

※間接経費は、直接経費小計の５パーセント以下とします

※小計・合計欄は、税抜の金額を記入してください

※補助金申請額は千円未満を切り捨てて記入してください

※事業実施期間に支出するものについて記入してください

様式1-4（別紙　コンソーシアム全体　支出明細書）

**（共同提案の場合に記載してください）**

国土交通省　中小企業イノベーション創出推進事業

支出明細書（コンソーシアムによる共同提案全体）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[単位：円]

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 代表 | 事業者名 | 補助率 | 経費全体額（Ａ） | 補助対象経費（Ｂ） | 補助金申請額（Ｃ） |
|  | 申請企業 |  |  |  |  |
|  | 連携企業１（団体名等記載） |  |  |  |  |
|  | 連携企業２（団体名等記載） |  |  |  |  |
|  | 連携企業３（団体名等記載） |  |  |  |  |
|  | 総　合　計 | － |  |  |  |

※様式1-4（収支明細書）の合計額を記入してください

※補助金申請額は千円未満切り捨てて記入してください

※連携企業の欄が不足する場合は、追加して記入してください

様式1-5（申請企業説明書）

|  |  |
| --- | --- |
| 企業・事業所名 |  |
| 本社所在地 | 〒 |
| 主な事業所とその所在地 |  |
| 連絡先（電話番号） |  |
| 代表者役職・氏名（ふりがな） |  |
| 資本金 |  |
| 主な出資者（出資割合） |  |
| 設立年月日 |  |
| 主事業の業種名※日本標準産業分類（中分類以下）による |  |
| 主製品、サービス等 |  |
| 経営上の強み（経営ノウハウ・技術等のアピール） |  |
| 経営環境及び経営課題 |  |
| 従業員数（全体） |  |
| （内、研究員数） |  |
| 主なグループ会社名 |  |

（役員一覧）

事業者名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | （ﾌﾘｶﾞﾅ） | 住所 | 生年月日 | 性別 |
| 氏名 |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |

※個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。

（決算状況）直近2期分

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 　　　　年　　　月期 | 　　　　年　　　月期 |
| 売 上 高 |  |  |
| 営業利益 |  |  |
| 経常利益 |  |  |
| 当期利益 |  |  |

※法人設立後間もなく、決算書の提出ができない場合は本様式にその旨を記載してください。

（決算状況）直近過去３年分の各年の課税所得額と過去3年分の平均額

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 直近年　　　月期 | １期前年　　　月期 | 2期前年　　　月期 |
| 課税所得 |  |  |  |
| 過去3年分の平均額 |  |

様式1-6（仮設施設の概要）

仮設施設の概要

|  |
| --- |
| （仮設施設の概要について記載すること）①目的②想定する平米数③実証終了後の解体時期④その他 |

様式1-8（暴力団排除に関する誓約事項）

年 月 日

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 提案申請者 住所

 　　　　法人名

 　　　　代表者名

暴力団排除に関する誓約事項

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第26条の規定に基づき、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

イ　事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所

ロ　暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所

ハ　暴力団員等がその事業活動を支配する事業所

ニ　暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所

ホ　役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所

ヘ　役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所

ト　役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所

チ　イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

別紙（連携協定書（案））

※こちらはあくまで例示ですので、協定書等の記載内容は連携先と十分に協議を行ってください。なお、プロジェクトの提案時には、（採択未確定であるため）提出する連携協定書（案）への具体的な代表取締役・事務担当者の署名・発効までは求めませんが、本連携協定書（案）の内容は、採択を左右する重要な審査項目の一つであり、仮にプロジェクトが採択された場合、当該連携協定書（案）への署名・発効をプロジェクト開始の条件としますので、補助金交付決定後に速やかに署名・発効した正本をご提出いただきます。

|  |
| --- |
| 連携協定書（案）　株式会社△△（代表スタートアップを指し、以下「甲」という。）と○○株式会社（以下「乙1」という。）、株式会社□□（以下「乙2」という。）（以下、乙１から乙２までの総称を「乙」という。）は、甲の保有する技術を社会実装するために必要な連携に関して、以下のとおり協定を締結する。第1条（趣旨（目的等））　本協定は、甲が「令和４年度補正予算　●●省　中小企業イノベーション創出推進事業」を実施するにあたり、甲、乙が相互に連携する事項を定め、甲の保有する技術の社会実装を加速化、社会実装された際の波及効果の最大化を図ることを目的とする。第2条（連携内容）　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、別表の通り連携・協力することとする。2 前項の規定による連携を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的な意見交換等を行うものとする。第3条（変更・脱退）　本連携協定書に参加した事業者が特別な事情により本連携協定書の内容を変更、または脱退する場合には、甲の承認を必要とする。～～～～～～～以下、各事業者協議の上、必要な条項を記載～～～～～～～甲　　　東京都△△区△△町一丁目１番１号株式会社△△代表取締役 △△ △△（電話番号）事務担当者 △△ △△（電話番号）　　乙乙１　東京都○○区○○町二丁目１番１号○○株式会社代表取締役 ○○ ○○（電話番号）事務担当者 ○○ ○○（電話番号）乙２　東京都□□区□□町三丁目１番１号株式会社□□代表取締役 □□ □□（電話番号）事務担当者 □□ □□（電話番号） |

（別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No.※ | 参加事業者 | 提案事業者（スタートアップ）による実証成果の社会実装推進に向けて参加事業者が甲に対し提供する支援の内容及び協力体制 |
| 1 | 株式会社△△ | XXX |
| 2 |  |  |
| 3 |  |  |
| ・・・ |  |  |

※番号と参加事業者名は経費明細書と統一してください。

（様式第２）

年 月 日

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

辞退届

　　　　年　　月　　日付けで採択を受けた上記補助事業について、中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第４条第４項の規定に基づき、辞退します。

記

１．補助事業の名称

２．交付の申請の辞退理由

３．当該事業に係る補助対象経費及び補助金の額

(1) 補助対象経費

(2) 補助金の額

（様式第３）

年 月 日

　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

 国土交通大臣

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました中小企業イノベーション創出推進事業費補助金については、中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第５条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

ただし、交付規程別表１に定める不支給要件に該当することが明らかになった場合には、第５条第１項の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を請求及び第18条第５項に定める加算金を徴収します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、　　　　年　　月　　日付けで申請のありました中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

２．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

 補助事業に要する経費 円

 補助対象経費 円

 補助金の額 円

 ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

３．補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

４．補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

５．補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、中小企業イノベーション創出推進事業交付要綱、実施要領及び交付規程等の定めるところに従わなければなりません。

６．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

７．（該当する場合）附帯事項：実績報告時において担保権を設定したことがわかる資料を提出してください。また、担保権が実行された場合には、当該担保権に係る部分に関して、基金を管理する基金設置法人に補助金を納付することとなります。

８．補助事業者は、補助事業を実施する上で、関係する事業者等が補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担した場合又は有償サンプル等の販売や試作品の供用等により収入を得た場合、交付規程第１３条第１項により規定する実績報告書において収入として報告することとし、補助事業以外の用途に使用することができません。収入の補助事業以外への使用が判明した場合には、その金額の一部若しくは全部を補助金額から減額させる等の指示を行う場合があります。

９．補助事業者は、本補助事業の進捗管理等を行うフォローアップ委員会やステージゲート審査会等への報告や情報提供等に積極的に協力するとともに、これらの委員会等から指摘された内容について、補助事業計画に反映し、実行しなければなりません。

（様式第４）

年 月 日

国土交通大臣　殿

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

交付申請取下げ届出書

　　　　年　　月　　日付けで交付の決定があった上記補助金について、中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第６条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

１．補助事業の名称

２．交付の申請の取下げ理由

３．取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額

(1) 補助対象経費

(2) 補助金の額

（様式第５）

年 月 日

国土交通大臣　殿

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

計画変更（等）承認申請書

　中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第８条第１項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

１．変更の内容

２．変更を必要とする理由

３．変更が補助事業に及ぼす影響

４．変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

 （新旧対比）

５．同上の算出基礎

 （注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

（様式第６）

年 月 日

国土交通大臣　殿

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

事故報告書

　中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第11条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．事故の原因及び内容

２．事故に係る金額 　円

３．事故に対して採った措置

４．補助事業の遂行及び完了の予定

（様式第７）

年 月 日

国土交通大臣　殿

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

状況報告書

　中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業の遂行状況

２．補助対象経費の区分別収支概要

（様式第８）

年 月 日

国土交通大臣　殿

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

実績報告書

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第13条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

 記

１．実施した補助事業

(1) 補助事業の名称

(2) 補助事業の内容

(3) 補助事業の効果

(4) 投下固定資産額

２．補助事業の収支決算

(1) （補助事業者名）の収入（共同申請の場合は、申請者毎に作成）

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 項 目 | 金 額 |
| 自己資金 |  |
| 起債又は借入金 |  |
| その他 |  |
| 中小企業イノベーション創出推進事業費補助金 |  |
| 上記以外の補助金 | 　　　　　　　　 |
| 合　 計 |  |

(2) （補助事業者名）の支出（共同申請の場合は、申請者毎に作成）

①（補助事業者名）の総括表

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区 分 |  補助事業に 要した経費 |  補　助 対　象 経　費 |  補助金充当額 |
| 計画額 | 実績額 | 計画額 | 流用額 | 流用後額 | 実績額 | 交 付決定額 | 実績額 |
| 直接経費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 間接経費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

②（補助事業者名）の経費の内訳　（各経費の配分ごとの実績の内訳を記載）

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種別 | 補助事業に要した経費 | 補　助 対　象 経　費 | 補助金充当額 |
| 計画額 | 実績額 | 計画額 | 流用額 | 流用後額 | 実績額 | 交 付決定額 | 実績額 |
| 直接経費 | 仮設施設工事費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 機械設備費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 調査設計費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 人件費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 材料費等 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 外注費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 委託費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他諸経費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 間接経費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１．当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第21条第３項の規定に基づき、様式第15による取得財産等管理明細表を添付することとする。

２．消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

　　　補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

３．補助事業の完了日等

(1) 補助事業完了予定日　　　　　　　　年　　月　　日

(2) 補助事業完了日　　　　　　　　　　年　　月　　日

（様式第９）

年 月 日

国土交通大臣　殿

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

承継承認申請書

　　　　年　　月　　日付け通知をもって交付の決定があった上記補助金について、中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第14条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

１．交付を決定した補助事業者名

２．補助事業の名称

３．補助事業の内容

４．承継理由

５．補助金交付決定通知の日付及び番号

６．交付決定通知書に掲げられた補助金の額

７．既に交付を受けている補助金の額

（様式第１０）

年 月 日

国土交通大臣　殿

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

精算（概算）払請求書

　中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第16条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）　　　　　　　　　円

２．請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

３．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

４．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）別紙「精算払請求内訳書」を添付すること。

（様式第１１）

年 月 日

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

　中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第17条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

 記

１．補助金額（交付規程第15条第１項による額の確定額） 　　 円

２．補助金の確定時における消費税及び地方消費税に

　係る仕入控除税額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に

　係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 　 　　　　 円

４．補助金返還相当額（３．－２．） 円

 （注）別紙として積算の内訳を添付すること。

（様式第１２）

取得財産等管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  区分 |  財産名 |  規格 |  数量 |  単価 |  金額 |  取得年月日 |  耐用年数 |  保管場所 |  補助率 |  備考 |
|  |  |  |  |  円 |  円 |  |  |  |  |  |

（注）１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第22条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

５．担保権を設定した財産は備考に明記すること。

（様式第１３）

取得財産等管理明細表（　　 　 年度）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  区分 |  財産名 |  規格 |  数量 |  単価 |  金額 |  取得年月日 |  耐用年数 |  保管場所 |  補助率 |  備考 |
|  |  |  |  |  円 |  円 |  |  |  |  |  |

（注）１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第22条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（様式第１４）

年 月 日

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

財産処分承認申請書

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第22条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．処分の内容

(1) 処分する財産名等（別紙）　※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

(2) 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日

（処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等。）

２．処分理由

（様式第１５）

年 月 日

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

事業継続状況等報告書

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第23条第１項の規定に基づき、下記のとおり事業継続及び財産管理の状況を報告します。

記

１．事業継続状況

２．財産管理状況

財産管理状況（別紙として、最新の様式第13に基づき報告すること）

1. Technology Readiness Level。NASAによって作られた特定の技術の成熟度レベルを評価するために使用される指標。 [↑](#footnote-ref-1)